

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和6年度予算）

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策経費に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 42,519 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,286,126 千円

（単位：千円）

区 分		令和6年度 予 算 額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・道 支出金	その他	社会保障 財源化分	その他
社会福祉	社会福祉費	25,179	1,539	6,880	1,563	15,197
	高齢者福祉費	50,310	324	4,715	4,221	41,050
	障害者福祉費	228,028	148,679	1,000	7,305	71,044
	児童福祉費	681,353	293,859	326,979	5,642	54,873
	小 計	984,870	444,401	339,574	18,730	182,165
社会保険	国民健康保険事業	31,736	17,057	0	1,369	13,310
	介護保険事業	91,142	7,465	0	7,802	75,875
	後期高齢者医療事業	103,509	19,804	0	7,804	75,901
	小 計	226,387	44,326	0	16,974	165,087
保健衛生	保健衛生費	74,869	1,665	111	6,815	66,278
	小 計	74,869	1,665	111	6,815	66,278
合 計		1,286,126	490,392	339,685	42,519	413,530

※ 社会保障財源化分については、一般財源の中で歳出合計に対する各区分の割合により按分して算出しています。